

# イギリスにおける契約の解釈―最近の発展について

北 井 辰 弥

「『栄光』ですって。どういう意味かしら。わたしにはちっともわからないわ？」アリスはいった。

「わかるわけではないさ。まだ教えてないんだから。つまり『ほうら、きみを見事に打ち負かす議論をしたぞ』って意味さ」ハンプティ・ダンプティは軽蔑するような笑みを浮かべていた。「でも『栄光』には『見事に打ち負かす議論』なんて意味はないわ」アリスは反論した。

ルイス・キャロル『鏡の国のアリス』

一 はじめに

二 総 論

1 二つの言葉と三つの領域

2 文理と文脈

3 補論・若干の歴史的考察

三 ホフマン裁判官の五原理とその発展

1 原理と原則

イギリスにおける契約の解釈―最近の発展について（北井）

- 2 ホフマン裁判官の五原理
- 四 Wood v Capita 事件後の判例の展開
  - 1 最高裁判例
  - 2 下級審判例
  - 3 判例法の再述
  - 4 ベンドラムとスペクトラム
- 五 むすび

## 一 はじめに

近年、イギリスにおいては、契約の解釈をめぐる活発な議論が展開されている。一九九七年の Investors Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society 事件（以下ICS事件<sup>(1)</sup>）におけるホフマン裁判官（Lord Hoffmann）の判決を一つの大きな契機として、この二〇年間貴族院や最高裁判所は契約の解釈に関していくつかの重要な判決を下してきた。当初は問題の重要性に比べアカデミックな著作の少なさが嘆かれたこともあったが、<sup>(2)</sup>「契約の解釈」というタイトルの出版物も散見されるようになった。<sup>(3)</sup>この問題は「イギリス契約法における最も重要でダイナミックなトピック」<sup>(4)</sup>とよばれるほど議論も蓄積されている。とりわけ外から見ると興味深いのは、ホフマン自身がその担い手の一人でもあるが、裁判官が法廷外でも積極的に発言し、ときに論争を繰り広げる様子である。『契約の解釈』の著者でバーミンガム大学のミッチェルは、彼らのこうした活動はもはや儀式（ritual）であると評している。<sup>(5)</sup>そして、この儀式の多くがイングランドおよびウェールズという法域の外で行われていることも興味深い。

日本でもICS事件から、Rainy Sky SA v Kookmin Bank事件<sup>(6)</sup>、Arnold v Britton事件<sup>(7)</sup>、そしてWood v Capita事件にいたる判例の変遷については、多くの紹介がなされている<sup>(8)</sup>。法発展の一段階にすぎないにせよ、議論はWood事件で頂点に達し(culminated)<sup>(9)</sup>、現在は落ち着いたかに見える。本稿は、まず、裁判官の法廷外の講演などを参考に問題の所在を明らかにし、ついで、ホフマンの五原理につきWood事件までの到達点を示し、さらに、Wood事件後の判例を紹介しながら、イギリス法の近時の発展を分析するものである。

## 一 総論

### 1 二つの言葉と三つの領域

解釈を意味する言葉としては、interpretationとconstructionの二つの単語が用いられているが、これらは互換的に使用されており、同じ裁判官が一つの判決文のなかで、この言葉を同義語として使用することも珍しくない。constructionの使用頻度が優勢であるように見受けられるが、構築するという含みが混乱を招くとして批判されることもある<sup>(10)</sup>。

また、interpretationにせよ、constructionにせよ、これらの言葉の射程についても、注意が必要である。ヨーロッパ大陸法と異なり、イギリス法は契約書中の明示条項の解釈であるinterpretationと、条項を補充ないし黙示するimplicationとを区別してきた<sup>(11)</sup>。そして、アメリカ法の影響から、これら二つの領域を包摂する上位概念をconstructionとよぶ用法もあるが、この点を理解しつつ、interpretationとimplicationとを併せてinterpretationと

よぶこともある<sup>(12)</sup>。

ここには、狭義の解釈 (interpretation) と黙示 (implication) は同じ解釈行為なのかという重要な論点がある。さらに、イギリスには、この両者とは別に、契約書の誤りの補正を命じるエクイティ上の救済方法である補正 (rectification) が存在する。これら三領域は、イギリス法上は別個の領域と考えられており、それぞれ判例の蓄積がある<sup>(13)</sup>。実際の裁判では、当事者は、明示条項の解釈、黙示条項の有無、補正の可否を一つの裁判で争うこともあり、三者は相互に関連している。また、この三者間の線引き自体が以下に述べる二つの立場に深く関係している。本稿は、必要な限度で黙示や補正に言及するが、主に明示条項の解釈について論じるものである。

## 2 文理と文脈

契約の解釈をめぐるっては、text を重視する立場と context を重視する立場の二つが存在する。論者によって用語法に相違はあるが、本稿では、一応前者を文理的アプローチ、後者を文脈的アプローチとよぶことにする。

### (1) 二つのアプローチ

一九八三年、当時控訴院判事であったゴフ (Goff) は、ある法廷外の講演において、「解釈に関しては二派 (two schools) がある」としばしばいわれている。まず、自由 (liberal) な解釈をする一派があり、当事者の真の意図を求めて文章を読み通す。もちろん、頭上には大きな輪っかがのっけているが、夜ベッドで寝るときにはあれは邪魔にちがいない。そして次に、厳格な解釈をする一派があり、実際に用いられた文言に集中する。厳格な解釈にいそしむ者には皆

二本の角と矢のような形の長いしっぽがはえている」とユーモラスに描写しながら、自らは厳格な解釈に与すると述べていた。<sup>(14)</sup>

今日でも、パリスターで大学教授のマクミールはその著書『契約の解釈』において、「文字主義派 literalist school」と「目的主義派 purposive school」の二派に言及している。<sup>(15)</sup> また、ソリシターのカルナンは、その『契約の解釈』のなかで文字的アプローチ (literal approach) と目的的アプローチ (purposive approach) という用語を使いながら、「契約が実際にどのように解釈されるかについては、この対立を理解しなければわからない」と断言している。<sup>(16)</sup> ゴフは裁判で解釈が対立する場面はさほど多くないとして、択一的発想は現実的ではないとしていたが、現在の議論状況においては、カルナンの言葉は決して誇張ではない。イギリスの裁判官は、当事者の主張および自らが採用した解釈が、文理的 (textual) なのか文脈的 (contextual) なのかを意識しつつ、<sup>(17)</sup> 時には旗幟を鮮明にして議論をしているからである。具体例を示した方がよいだろう。イギリスの契約法の教科書などで文理的アプローチの典型例としては、In the Goods of Peel 事件が知られている。<sup>(18)</sup> 契約の事例ではないが、遺言執行者として、ある地区に住む Francis Countway Thorp なる人物が指定されたが、その人物は一二歳の少年で、同地区の Francis Corbet Thorp が遺言者の友人だったという事件であった。裁判所は遺言書を文字通りに解釈し、その少年を遺言執行者と認めたのである。遺言の事例だが、契約にも同様のアプローチが適用されていたという。<sup>(19)</sup>

文脈的アプローチの代表例は、ICS 事件であり、後述の五つの原理を明らかにしたうえで、文字通りには「不当威圧を理由とするか否かを問わず契約取消しに基づく」いかなる請求権」と読める条項を「契約取消しに基づくいかなる請求権 (不当威圧を理由とするか否かを問わず)」と解釈した。ニコルス裁判官 (Lord Nicholls) がある判決で、ウィグ

モア (John Henry Wigmore) の「解釈に関する法の歴史は、頑固で迷信深い形式主義から柔軟な合理主義への進歩の歴史である」<sup>(20)</sup>という言葉を引用したあたりから、<sup>(21)</sup>文理的アプローチが伝統的であり、文脈的アプローチは現代的であるとして、<sup>(22)</sup>イギリス法の発展が認識されるようになった。

## (2) 法廷外の三つの講演

もつとも、ほどなくして「振り子 (pendulum) がいくぶん揺り戻す」兆候がみられ、<sup>(23)</sup>ついに、契約書通りに計算するとサービスチャージが法外な額となるリース契約の効力を認めた二〇一五年の Arnold 事件で潮目が変わり、裁判所の姿勢は文理的アプローチに戻ったとされる。<sup>(24)</sup> Arnold 事件で主導的判決 (leading judgment) を書いたニューバーガー長官 (Lord Neuberger) は、自ら二〇一六年八月にシンガポールで講演を行い、<sup>(25)</sup>「難事件は悪法を作る」とか、「法の生命は論理でなく経験であった」といった名言を曲解気味に使いながら、「コモン・ローの裁判官たるものは心を鬼にして (harden his or her heart)」、「軽率なまたは不運な当事者が陥った窮状に対する同情によって、心が揺さぶられる (swayed) 」という誤ちを犯してはならない」と述べ、<sup>(26)</sup>自らの判決を擁護していた。

一方、Arnold 事件で同調意見を書いていたホッジ裁判官 (Lord Hodge) も同年一月にアメリカで講演を行っていた。そこでは、ニューバーガーとは異なり、Arnold 事件を文脈的アプローチの制限と見るべきではなく「司法の振り子 (judicial pendulum) はそれほど動いていない」<sup>(27)</sup>との持論を展開した。これはニューバーガーのものと同様、裁判官自身の判例解説であると同時に、いわば禁じ手である予告編のような役割をもはたした。翌年三月の Wood 事件において、ホッジは主導的判決を担当し、「文理主義と文脈主義は、契約解釈という領域の排他的占有をめぐる戦い

において、相対立するパラダイムではない」とし、それぞれ、解釈に際して法律家が用いることのできる手法 (Tool) にすぎないと述べ、二つの立場の併存を改めて説いたのである。<sup>28)</sup>

しかしながら、判決直後の同年五月、サンプシオン裁判官 (Lord Sumption) が、法廷外の講演でホッジ裁判官とは異なる見解を示した。<sup>29)</sup> Arnold 事件以後の判決を念頭に「直近のいくつかの事件 (the more recent cases) は、流れを元に戻したものだといずれみなされるであろう」と述べ、ICS 事件に始まり Rainy Sky 事件で絶頂に達したアプローチをいい加減 (loose) であったと批判したのである。そして、かつてディプロック裁判官 (Lord Diplock) が、自分とは反対の意見の裁判官が三人揃ったことを理由に多数意見に同調したことを批判しながら、最高裁判事三人のよしとしたところが契約の意味であるなどというのは、解釈の指針 (canon) としては役にたたず、「我々が将来もつと良いものを提供できることを願っている」と講演を結んでいる。<sup>31)</sup> Wood 判決はサンプシオン自身も含む裁判官五名の全員一致であったので、彼の真意は定かではない。折衷的な判決を書いたホッジを批判するようにもとれるし、最高裁内部あるいはパネル内部の文脈派に釘をさしたのかもしれない。

### (3) サンプシオンとホフマンの論争

確かなことは、当時現職の最高裁判事であったサンプシオンの批判の矛先が元最高裁判事のホフマンに向けられていたことである。実は、ホフマン自身が二〇一八年の「言語と法律家」という論文でこれに反駁するという前代未聞の事態にいたっている。<sup>32)</sup> 細かい論点は次章に譲るとして、契約の解釈の二つの基本姿勢に対する両者の見解を確認しておく。

まず、サンクションの反論の出発点は、超過損害額再保険に関する契約上の規定をめぐる一九九六年の Charter Reinsurance Co. v Fagan 事件<sup>(33)</sup>であり、サンクション自身が敗訴した側の訴訟代理人であった。彼は、マステイル裁判官 (Lord Mustill) とホフマン裁判官を比較しながら、前者が保険業界の専門用語および一九世紀以来の先例を検討して「現実に支払われた actually paid」という言葉を解釈しようとしたのに対し、ホフマンがそもそも言葉に「通常かつ自然な意味」などはないという「過激な radical」な立場から、言葉の解釈から離れてしまったとし、「マステイル裁判官は専門辞書を用いたが、ホフマン裁判官は辞書を投げ捨ててしまった」と批判した<sup>(34)</sup>。文理主義か文脈主義かという議論を意識しながら、サンクションは、「一九世紀においてすら、厳密な文理主義なるものはなかったとし<sup>(35)</sup>、また「私は解釈の方法として文理主義を唱えるものではない」としながら、「しかし、言葉はなんらかの特別な背景 (background) と関連してはじめて意味をもつというのは誤謬である」と論じる<sup>(36)</sup>。

サンクションは、ホフマンの判決中のたとえ話についても批判する。ホフマンは、「支払った」という Charter 事件で問題となった言葉の解釈について、新しいドレスを買ってきた妻に夫が「いくら支払ったんだい」と聞いた場合、妻が「三〇日のクレジットだから、今日はないにも支払ってないわ」と答えたとすれば、妻は夫がドレスの値段を尋ねているという文脈を理解していなしながら、言葉の意味の確定における文脈の重要性を説いていた。サンクションは、夫婦間の会話と商事取引とを同列に論じるこうした言葉遊びに反発している<sup>(37)</sup>。

実は、ホフマンはこの類の話を非常に好むところがある。サンクションが取り上げなかった有名な二つの例がある。シェリダンの戯曲『恋いがたき』の登場人物マラプロップ夫人は言葉の誤用で有名であり、もし彼女が「あの人はナイル川のアレゴリーと同じぐらいに強情よ」といえば、アレゴリーはアリゲーターのことだと誰もが理解できるとい



うのが一つ。<sup>(38)</sup>そして、ハンブティ・ダンブティとアリスが「栄光」という言葉を使って合意する場合、一度、ハンブティ・ダンブティが説明をした後であれば、背景から、「栄光」は「見事に打ち負かす議論」だということがわかるというのがいま一つの例である。<sup>(39)</sup>

ホフマンには、日常語も法律用語も基本的に異なるものではなく、文脈から離れて、言葉がそれ自体何かを指すこととはないという言語学上の信念があつてのことである。二〇一八年の論文においても、類似の日常的な事例を次々と繰り出している。そして、「サンクション裁判官は発話行為において用いられる言葉が『自律的意味』をもつと信じられているのである。しかし、これは謬見である」と文脈を離れて言葉の意味は確定できないという点については譲らない。<sup>(40)</sup>サンクションのように「自律的」な意味を当事者に押し付けようとすることは、「言葉が魔力をもった暗黒時代 (dark ages) に逆行するものだとし」、<sup>(41)</sup>サンクションを、一九世紀の文理主義的解釈の権化であつたウィグラム (James Wigram) になぞらえ、「ウィグラムの再来・サンクション裁判官」との見出しで茶化すのである。<sup>(42)</sup>

両者とも自らは言葉の客観的な解釈をしているという立場であるが、サンクションからみればホフマンは、解釈の名のもとで、裁判官が後知恵的に公正 (fair) と思うところを押し付けているとみるのに対し、ホフマンにしてみればサンクションの態度は、両当事者が意図したこともない意味をこれまた押し付けるものと考えるのである。ホフマンは言語学の成果にも目配りをして議論を進めているし、さらに専門的な議論も発表されているが、結局のところ、言語学上の問題であるというより、契約の自由ないし私的自治をどのように理解するかという問題であるように思われる。<sup>(43)</sup>

近年の契約の解釈をめぐる論争は、法史研究にもおよんでいる。現代契約法の研究者であるマクーンは、「解釈に対するより厳格な態度は、イギリス法におけるより『伝統的な』態度であった」という言説を疑い、柔軟な解釈がすでに一六世紀の中頃には支配的であったことを明らかにした。マクーンの調査によると文理的な解釈例は一〇〇件中たった二件にすぎないという<sup>(44)</sup>。

マクーンは、一六世紀半ばに革命があつたとしながら、「イギリス法の『伝統的アプローチ』に立ち返ろう」という主張は成り立たず、コモン・ローにおける契約解釈はもつと複雑なものであつたと論じている<sup>(45)</sup>。最近、カルナンは、これを受けて、コモン・ローの発展は直線的ではなく「周期的に進む *go in cycles*」と述べている<sup>(46)</sup>。マクーンの論考が労作であることは間違いないが、ことさら一六世紀を強調することは、裏を返せば、一五世紀以前は「言葉が魔力をもった暗黒時代」であつたということになりかねない。マクーンの手紙を借りれば、このことも「ほとんど疑われたことがなかったのではないか」<sup>(47)</sup>。いま少し歴史を遡つてみたい。

今日でも契約をめぐる争いは、錯誤にせよ履行不能にせよ、契約の内容を定めることが重要であつて、言葉を解釈<sup>(48)</sup>することがそうした判断の基礎となる。判例報告において、言葉の解釈が問題となつた事例はさほど多くないが、一五世紀以前に言葉の柔軟な解釈がなされたと思われるものがないわけではない。

一四九四年の *Ferrens v Prior of Newark* 事件<sup>(49)</sup>は、捺印金銭債務証書に関する訴訟であり、現代的には履行不能にかかるとみるべき事件である<sup>(50)</sup>。被告は原告に対して礼拝堂付き聖職者を探す約束をしていたが、原告はその礼拝堂

を朽ちるにまかせたという事案であり、被告がこのような場合にもその義務を負うかが争われた。フェニックス主席裁判官 (Frynoux CJKB) は、「それぞれの捺印証書は一つの合理的な解釈 (un reasonable construction) をもたされているのであるから」、被告に教会まで建てよという「厳格な *strictement*」な解釈をすることは不合理であると述べたのである。

一四八〇年のある事件は、<sup>(51)</sup> 違約罰付捺印金銭債務証書に関する訴訟であり、今日の目から見れば消滅時効に関わるものであったかもしれない。エドワード四世治世第一(一四六二)年三月一〇日との日付のある証書の効力が問題となった。事実関係は曖昧だが、被告は支払日にしか支払わなくてよいと主張したのかもしれない。リトルトン裁判官 (Littleton JCP) は、証書は依然として有効 (bon) であるとし、ブライアン主席裁判官 (Bryan JCP) は、また仮に、王国内に存在しない場所が記載されていても、原告が主張したいところにしたがって解される (pis) と述べている。裁判官は、言葉に拘泥した主張に与することなく、いわば柔軟に対応したのである。

一四五六年の二つの事件は、ユース受託者の交替の実効性を確保するための捺印金銭債務証書に関するものである。<sup>(52)</sup> 第一の事件では、ユース受託者「であった fuerint」者が新しいユース受託者である原告に権利を譲り渡すとの記載があったところ、被告は、現在の唯一のユース受託者であるファストルフ (John Fastolf)<sup>(54)</sup> がその権利を原告に譲渡すれば足りるところとして、証書中の「であった fuerint」という動詞は「である sint」と現在形として読むべきであると主張した。これに対し、モイル裁判官 (Moyle JCP) は、文法的には、fuerint は過去形か未来形以外ではありえず、原告が過去形を主張したからには、それは過去形であるとして、ある意味では厳格な解釈、あるいは原告に有利な解釈を採用したのである。もつとも、同様の文言が、ファストルフの別の領地に関する訴訟でも争われ、<sup>(55)</sup> 裁判官たちの

意見は分かれたものの、多数意見は、文法ではなく当事者の「共通の理解 *comen ententement*」を優先した。モイル裁判官は、文法教師と話したところ過去形が現在形の意味になることがままたましいと述べ、文法にこだわりつつも、態度を変更するにいたっている。

一四世紀以前については言葉そのものの解釈が争われたケースはなかなか見当たらないが、一三二一年のある事件は、<sup>(56)</sup>一定量の燕麦を代金一〇ポンドで購入したという事案である。売主の引渡しを担保するために一〇ポンドのいわば違約金を定めた誓約書 (*reconissance*) が組まれていた。買主がまず半額の五ポンドを支払い、売主は全体の七割相当の燕麦を引き渡したが、売主が残りを引き渡さないので、買主は一〇ポンドの支払いを求めた。ハール裁判官 (*Helle*) は、「もし彼が当該の燕麦を引き渡したならば一〇ポンドに対する訴権は消滅するということは、裏を返せば、もし彼が一〇ポンドを支払えば燕麦に対する訴権は消滅するということである」といつて、売主に一〇ポンドの支払いを命じて、残債務を免除しようとしたようである。買主側は、「人は証書や制定法 (の言葉) を議論することはできない」こと、「捺印契約は法に匹敵する *Covenant ley vavnt*」ことを理由に、一〇ポンドが支払われたとしても、引渡義務はなお残ると主張したが、シャイロックほどは過酷でないこの主張をハール裁判官は許さなかったという顛末のようである。

対立する両当事者間で結ばれた契約ないし合意に関するこれらの事例をみるかぎり、一五世紀以前も「暗黒時代」とまではいえないのではなからうか。これ以上歴史を遡ろうとすれば、判例報告は乏しくなり、我々は「推測の王国」に立ち入ることになる。契約上の義務は、雪冤宣誓に委ねられ、そこは定型の言葉が支配する世界であったのかもしれない。しかし、契約について言葉が決定的に支配したという一種の思い込みは、訴訟手続きの厳格さと混同されて

いるのではないか。メイトランドは、初期中世法の形式性について「正しい言葉が誤りなく語られねばならないし、しかるべき儀式的な行為が型通りに行われねばならず、さもなければ法律行為全体が無効になる」と述べている。あるいは、もう少し時代が下った頃の訴訟手続きが記憶として共有されているのかもしれない。<sup>(58)</sup> いずれにせよ、マクローンの「伝統的アプローチ」という呼び方が不正確であるという指摘には賛同しなければならない。

### 三 ホフマン裁判官の五原理とその発展

#### 1 原理 (principle) と原則 (rule)

ここではホフマンの五原理 (five principles) とその現在の状況を検討する。まず、principle という言葉を説明しなければならぬ。これは、原理とも原則とも訳しうるが、いずれにせよ、先例として拘束力をもつ rule ではないという点が重要である。<sup>(59)</sup> そもそも、解釈に関する判例の扱いは特に注意が必要である。同一の言葉が仮に再度争われた場合であっても、状況はまったく同じではありえず、先例は、指針としての限定的な価値を有するにとどまるからである。<sup>(60)</sup> Arnold 事件で反対意見を述べたカーンワース裁判官 (Lord Carnwath) は、トルストイの『アンナ・カレーニナ』の一節をもじって、「不幸に起草 (≡ drafted) された契約は、『それぞれ独自のやり方』で不幸に起草されている」と述べていた。<sup>(61)</sup> 本稿では、下記の判例の紹介においても、契約書の条項を詳細に明示したりはしない。

いま一つの注意点は、解釈原理の選択に関しても当事者主義が基本であり、まず当事者がこれを争うということである。もちろん、当事者間において、どの先例の解釈原理にしたがうかについては同意しながら、具体的事実への適

用にあたって異論が出ることは珍しいことではない。<sup>(62)</sup> 解釈原理が定まると、次に、備船契約のような契約の種類が問題なら、それに関する先例、免責条項のような条項の種類が問題ならばそれに関する先例が示され、問題となつていゝる条項の意味が検討されるのが普通である。

## 2 ホフマン裁判官の五原理

二〇一七年の Wood 判決においても、ICS 判決が変更されたわけではなく、Wood 事件後に改訂された契約法の教科書などでも、ホフマンの五原理をそのまま引用・提示するものが少なくない。<sup>(63)</sup> また、実際にも、両当事者が、ICS 判決を解釈の指針として合意するような場合には、この五原理をほぼそのまま呈示して、面前の契約書の解釈を始めるような判決も存在するのであつて、引用の頻度は減つたとはいえ、この二〇年におよぶ契約解釈の原理の発展は、ホフマン五原理の発展・修正の過程といつても過言ではなく、これを避けて通るわけにはいかない。本章では、各原理の Wood 事件までの発展ないし修正について確認する。

### (1) 第一原理

第一原理 解釈とは、契約締結時に当事者が置かれていた状況において、当事者にとって利用することが合理的であつたすべての背景的知識を有する合理人に対して、当該文書が伝える意味を確定することである。

この第一原理は解釈の定義に関するが、ホフマンは、ひとりの合理人 (a reasonable man)、「すなわちイギリス法に

において「その性格についての新しい具体例が追加されることなしには、一日たりとて過ぎることのない」人物を登場させている。<sup>(65)</sup>このことは、二つの点で重要である。

第一に、第三者である合理人ならば理解したであろうところが、契約内容とみなされるのであり、契約の解釈は当事者の主観から離れ客観的であるということである。ホフマンは、ICS事件から三ヶ月後に故郷の南アフリカにおける講演でこの問題を論じながら、「我々の解釈は、そうした背景で一定の言葉を用いながら、その人が何を言わんとしたかを解釈することに最大限努力するという意味で、客観的 (objective) でなければならない」とこのことを明らかにしている。<sup>(66)</sup>また、二〇〇九年の *Charbrook Ltd v Persimmon Homes Ltd* 事件においてもホフマンは解釈の客観性を強調していた。<sup>(67)</sup>

Arnold 事件においてニューバーガーは、自らが解釈の定義をするにあたり、客観という言葉は使わなかったが、*Charbrook* 事件におけるホフマンの言葉を用いながら、「書面による契約を解釈する際、裁判所は、『当事者が知りうるすべての背景的知识を有する合理人ならば、当事者が当該契約上の文言を使用することで意味させたと理解したところ』<sup>(68)</sup>を参酌しながら、当事者の意思を明らかにすることに関与する」と述べたのである。<sup>(69)</sup>

そして、Wood 事件においてホッジ裁判官は「裁判所の任務は、当事者が彼らの合意を表現するために選択した文言の客観的意味を確定することである」と簡潔に定義をまとめている。<sup>(70)</sup>

実のところ、客観主義という点では、文理的アプローチも文脈的アプローチもさして変わりはない。この点に関してはイギリス国内では「異論がない uncontroverial」状況である。<sup>(71)</sup>ここで注意すべき点は、こうしたイギリスの客観主義をヨーロッパ大陸法流の表示主義と混同してはならないということである。表示主義にせよ意思主義にせよ、

そこには当事者の真意がもしわかるものならそれを尊重することが当然の前提となっているが、イギリス法は、契約とは契約書のことであるとして、契約外の証拠を意図的に排除しようとする強い傾向がある。

第二に、合理人という客観的な観察者 (objective observer) は、黙示条項におけるお節介な傍観者に通じるのであって、ホフマンが、明示条項の解釈も条項の黙示 (implication) も基本的に同じであると考えていることがわかる。黙示条項に関するホフマンの考えは、最近の判例変更で否定されたが、合理的な契約者を想定するというより、客観的な観察者を想定する傾向は定着しつつあるように思われる。<sup>72)</sup>

## (2) 第二原理

第二原理 背景 (background) については、ウイルバーフォース裁判官がこれを「事実の基盤 matrix of fact」とよんだことはよく知られているが、この表現は、どちらかといえば、背景が含むところについての控え目な表現であって、つまり、背景とは、それが当事者にとって合理的に利用されるべきものでなければならぬという要件および下記の例外には服するものの、当該文書の文言が合理人によって理解される仕方に影響を与えることとあらゆるもの (absolutely anything) を含むのである。

第一原理にも背景は言及されていたが、第二原理はその範囲にかかわる。当該文書の解釈において、文書外の実事の基盤ないし背景について、ホフマンが「ありとあらゆるもの absolutely anything」を含むと述べていた点が批判を招くこととなった。一九九九年に、控訴院判事であったストートンは、論文で「訴訟費用の高額化をここまで永続



化させようとした判例は想像できない」と痛烈に批判したのである。<sup>(73)</sup> ホフマン裁判官は、二〇〇一年の Bank of Credit and Commerce International SA v Ali 事件において、「背景とみなされるものに理論上は限界がないと述べたに過ぎず…通常人ならば当事者が通常の用語法から逸脱したとは思えないときまでも『背景』をくまなく探索することを推奨しているわけではない」と弁明することになる。<sup>(74)</sup> 二〇〇一年の講演においてフィリップス裁判官 (Lord Phillips) は、ビジネスローヤーの経験から両者の言い分がわかるとしながら、証拠を調べれば明らかなくところと反対の意味を言葉に与えかねないアプローチには賛成しかねるとし、また、ウルフの改革後 (post-Woolf) にあっては、証拠開示や交互尋問なども裁判所がコントロールできるはずであるとして、ホフマンに賛成すると述べた。<sup>(75)</sup> 二〇〇四年には、控訴院判事であったアーデン (Arden LJ) も Static Control Components Ltd v Egan 事件において裁判所は証拠を適切な範囲に限定できると述べ、さらに、より公正 (fair) な判断が可能となるとしてホフマンに賛成すると述べていた。<sup>(76)</sup> 二〇〇八年にはビンガム裁判官 (Lord Bingham) がエンジンバラで行われた講演で、マクミールがアーデンに賛成したことを示し、法廷外の講演であるが、「私も同意する」と判決風に述べていた。<sup>(77)</sup>

Arnold 事件では、ニューバーガーは「事実の基盤」という表現を注意深く避けていた。しかし、ホッジは Arnold 事件の補足意見においても、Wood 事件でもこの言葉を使っており、すくなくとも「事実の基盤」なるものが生き残ったことは間違いない。問題はその範囲であろう。ホッジは、「例えば、契約書の洗練さや周到さのために、さらには、それらが、技能をそなえた専門家 (skilled professionals) の援助のもとに交渉され、そして準備されたことを理由に、主に文理的分析によって解釈されることが、奏功する契約書もあるだろう。一方で例えば、正式でないこと、短いこと、あるいは、専門家の助けの欠如を理由に、事実の基盤をより強調することで正しい解釈が達成されることがある

かもしれない」と述べている<sup>(78)</sup>。

Arnold 事件ではニューバーガーも「起草が悪ければ悪いほど、それだけ裁判所は言葉の自然の意味から適切に離れることができる」と述べていたが、ホッジによれば、起草の質が悪ければ、事実の基盤に頼ることができるということか。これに対して、もつと具体的な制限も主張されている。ウィルバーフォース自身は、事実の基盤を契約の起源 (genesis) と目的 (aim) のことであると考えていたというのが穏当な主張だが、さらに、カルナンは、事実の基盤を、当事者のアイデンティティ、契約の性質および目的、取引がなされたマーケットの三点に絞るべきであると主張し、一定の支持を集めている<sup>(81)</sup>。

### (3) 第三原理

第三原理 法は、証拠として許容される背景から、当事者の事前の交渉 (previous negotiations) および主観的意思の表明を排除する。それらは補正を求める訴訟においてのみ許容される。法は、実務上の政策に関する諸理由からこの区別を設けており、したがって、この点のみにおいて、法的解釈は日常生活における発話を解釈する仕方とは異なっている。この例外の境界は、いくつかの点不明確である。しかし、本件は、この境界について探求する機会ではない。

第三原理は、契約前の交渉が証拠から排除されるという原理である。この点は、大陸法とは大いに趣を異にする。契約とは契約時の当事者の合意であるという理念の現れともいえるが、契約前の資料が契約時の当事者の「意思」を

知る手がかりになることもあるはずで、理論的には奇妙であろう。これは理論というより政策の問題といえようか。ホフマンはICS判決では「実務上の政策」とだけ述べるが、前掲の講演では時間と費用の問題であるとす補足説明をしていた。<sup>(82)</sup>一方、ストートンは、当事者には偽証の誘惑があるとして、一九世紀末まで刑事裁判において、本人尋問が認められなかった（今日でも少ない）ことを引き合いにだしていた。<sup>(83)</sup>結局は、陪審を前提とした証拠法の「伝統」の問題なのである。

したがって、現実的には契約前の証拠が役に立つこともある。そうであればこそ契約の補正の訴えでは許容されているのである。ニコラス裁判官 (Lord Nicholas) は、二〇〇五年の法廷外の講演で、排除法則によって「正義 (Justice) が行われないことがあるかもしれない」と同法則の絶対性に疑問を投げかけたのであるが、<sup>(84)</sup>ホフマンはCharbrook事件において、この講演論文に承接しながら、契約前の証拠は「主観まみれ drenched in subjectivity」であると反論したのである。<sup>(85)</sup>

Charbrook 事件では、契約前の証拠は採用されなかった。しかし、実際には裁判官たちは証拠を読んでいたのである。ヘイル裁判官 (Baroness Hale) は同調意見のなかで「当事者間の事前の合意について一切知らなければ、この結論に達することは容易ではなかったかもしれない」と胸の内を吐露あるいは真相を暴露してしまった。<sup>(86)</sup>

実は、ニコラスは、前掲の講演で、弁護士時代の経験として、裁判官に契約前の証拠を読ませるために、あえて、補正の訴えを起こすという訴訟戦術が盛んであったことにふれ、あるいは未だ続くかもしれないこのような慣行をやるためにも、証拠排除を緩和するべきだと説いていたのである。<sup>(87)</sup>

二〇一〇年、最高裁は、Oceanbulk Shipping and Trading SA v TMT Asia Ltd 事件<sup>(88)</sup>において、ある特定の事実を

締結時に両当事者が知っていたことを証明する場合には例外的に契約前の交渉に関する証拠も許容されると判示するにいたっている。もっとも、排除が原則であり、Wood 事件でも一応事実の背景 (factual background) からは契約前交渉に関する証拠は排除されることが確認されている。<sup>(89)</sup>

#### (4) 第四原理

第四原理 ある文書（またはその他の発話）が合理人に伝えるであろう意味は、その言葉の意味と同一ではない。言葉の意味は、辞書や文法書の問題である。当該文書の意味は、関連する背景 (relevant background) のもとでそれらの言葉を使用する当事者であれば意味したであろうと合理的に理解されうる意味である。背景によって、合理人は、言葉が曖昧でいくつかの可能な意味がある場合に、そのなかから選択できるだけでなく、(日常生活ではしばしば生じる) 当事者が、何らかの理由で、誤った言葉ないし構文を用いたと結論づけることさえある (see Mannai Investments Co Ltd v Eagle Star Life Assurance Co Ltd [1997] 2 W. L. R. 945)。

第四原理について Hofmann の脳裏に浮かんだ日常生活の例については説明の必要はないだろう。しかし、言葉が曖昧な場合の選択基準、あるいは、言葉が誤っていると判断基準については多くを語っていない。したがって、次の第五原理とまとめて解説されることが多い。<sup>(90)</sup>

#### (5) 第五原理

第五原理 言葉にはその「自然かつ通常の意味」が与えられなければならないとする「原則 rule」は、とりわけ正式な文書において人が言語的な過ちを犯すなどということを我々は簡単には認めないという常識的考えを反映するものである。一方、それでも、もし背景から、当該の文言には何か誤りがあるに違いない、(something must have gone wrong with the language) と結論づけられる場合、法は、当事者が抱いていたとは明らかに考えられない意思を当事者の意思とみなすことを裁判官に命じるものではない。ディプロック裁判官 (Lord Diplock) が The Antaios Compania Naviera SA v Salen Rederierna AB 事件 ([1985] 1 A.C. 191, 201) において「もし商事契約において詳細な意味論的および統語論的な分析から、取引の通念 (business commonsense) に違背する結論が導かれた場合、その結論は取引の通念に屈しなければならない」と述べたとき、この点をより力強く明らかにしていたのである。

(i) 取引の通念

ここで契約の解釈においてもっとも重要な概念である(あるいはあった)「取引の通念」が登場する。商事の通念 (commercial common sense) とよばれることもあるが、これが解釈の基準として、ホフマンの五原理は締めくくられていた。下級審は、様々な場面でこの取引の通念を解釈の基準として駆使してきた。<sup>(91)</sup> この傾向のピークがサンプションによって酷評された二〇一一年の Rainy Sky 事件であったとされている。造船契約の前払金について、銀行が一定の場合に買主にその返還を連帯保証するという契約についての事件である。造船所が倒産し、買主は銀行に前払金の返還を求めたが、銀行が支払いを拒んだ。保証状には返還事由が列挙されていたが、そこに支払不能の場合は明記されていなかったからである。やや単純化すれば、返還事由を限定列挙と解するか、例示列挙と解するかという問題

である。クラーク裁判官は「もし二つの解釈が存在するならば、裁判所は取引の通念に合致する解釈の方を選択し、そうでない方を拒絶する権限がある」と述べ、銀行に返還を命じたのである。<sup>(92)</sup>

この事件は、契約の文言が曖昧 (ambiguous) な場面でも、また、結論が馬鹿げた (absurd) 場面でもなかったため、ホフマン原理に対する潜在的不満が噴き出すことになった。取引の通念と言葉のどちらが重要なのかということである。<sup>(93)</sup> もちろん、クラークは本件が曖昧な場面であるという含みで「当事者が曖昧ではない (unambiguous) 文言を使用した場合、裁判所はこれを適用しなければならない」と文理優先のポーズをとることは忘れなかった。<sup>(94)</sup>

マケンドリックは文理的アプローチへの傾斜をここに看取するが、マクミールは Rainy Sky 事件の段階では「もし、一つの契約について二つの採りうる読み方 (tenable readings) があれば、商取引の通念に合致する方が勝る」という原理が打ち立てられたと見抜いている。<sup>(96)</sup> 文言自体が明確でも別の条項と抵触するような場合など、およそ契約の解釈が争われる場合に、この取引の通念は有効な基準となりえたように思われた。

この後、Arnold 事件では、前述の揺り戻しがあり、「商事の通念および四囲の状況に対する一定の場合の信頼は、解釈の対象となる規定の文言の重要性を損なう形で行使されるべきではない」、そして「商事の通念および四囲の状況とは異なり、当事者は自らが契約で使用する文言をコントロールすることができ」、さらに、「商事の通念は遡及的に行使されてはならない」と、言葉を優先する立場が確認されたのである。<sup>(97)</sup>

ホッジ裁判官は、「解釈とは、クラーク裁判官が Rainy Sky 事件 (第二節) で述べたように、統一的行為 (unitary exercise) である。対立する意味がある場合、裁判所は、いずれの解釈がより取引の通念に合致するかについて一つの見解に達することによって、それぞれの解釈の含意に重きをおくことができる。しかし、当該の文言が指し示すと

ころと、競合する解釈の含意を比較衡量する場合、裁判所は当該条項の起草の質を考慮しなければならない」と述べ、  
ここでも起草を重視している。<sup>(98)</sup>これは一応取引の通念を基準としながら、契約書の起草の精度が大きな要素となるこ  
とを明らかにしたものといえよう。

また、ホッジ裁判官は、*Re Sigma Finance Corp* 事件のマンズ裁判官 (Lord Mance) が用いた反復的過程 (iterative process) という表現をクラーク裁判官の統一的行为と溶接し、「この統一的行为は、それぞれの提案された解釈が契  
約条項に照らして吟味され、そして、その商事的结果が考慮されるという反復的過程である」と述べている。<sup>(100)</sup>

## (ii) 言葉の修正

言葉と取引の通念との関係については、現在のところ、言葉が優勢といったところだが、言葉に誤りがある場合は  
どうであろうか。ホフマンは、誤った言葉でも背景を知っていれば正しく理解できるというが、これは契約を書き直  
す (rewrite) ことに通じる。ICS 事件では、まさに契約を書き直している。これには、解釈と修正の境界を曖昧に  
しかねないという懸念が表明されてきた。ホフマンは前述の *Charbrook* 事件では、言葉が誤っていると裁判所を説  
得するだけの「強力な主張 strong case」が必要だと述べる一方で、「赤インクの量は無尽蔵である」と述べたことか  
ら、<sup>(101)</sup>これが「革命的」だと批判を受けることになる。<sup>(102)</sup>裁判官は総じて「修正的解釈 corrective construction」という  
表現自体に躊躇を覚えるようだが、アーデンのように「修正的解釈はコモン・ローの一部を形成している」と率直に  
述べる者もある。<sup>(103)</sup>学者は意見が分かれている。第三者に対する効力の相違を理由に、デイヴィーズは慎重論を唱える  
が、<sup>(104)</sup>かつての世代が補正で行っていたものが今日では解釈で行われるとして、マケンドリックは肯定的である。<sup>(105)</sup>

Arnold 判決も Wood 判決もこの点に関しては、明言を避けているが、文脈的アプローチのさらに例外的場面として、解釈による言葉の修正は許容されていると考えてよい。

#### 四 Wood v Capita 事件後の判例の展開

##### 1 最高裁判例

最高裁判所は、これまで四件で Wood 事件を論じている。特許クレームに関わる *Actavis v Eli Lilly* 事件は、Wood 事件と全く同じ裁判官の構成のもと、ニューバーガーが主導的判決を書き（ホッジ、サンプシオン、クラーク、マンスの各裁判官が同調）、「適用される原理は相当に明確であり、近年 *Wood v Capita* 事件においてホッジ裁判官が再確認したものである」としつつ、原理の内容を繰り返すことなく、「文書解釈の通常原理」が適用される<sup>(106)</sup>としていた。本件はむしろ最高裁が均等論の原則を初めて認めた画期的な判決として知られているが、文書の解釈の問題として、契約と特許クレームが同じ解釈手法に服する<sup>(107)</sup>としたことには、最高裁判決であるにもかかわらず下級審から直ちに反対の声があがった。二〇一八年の *Ice-World International BV 事件* では、控訴院のキッチン裁判官 (Lord Kitchen)<sup>(108)</sup> は、「ニューバーガー裁判官は、『文字の literal』とどう言葉を使うが」、クレーム解釈は目的論的解釈を含むものであるとして、先例を多数引きながら異を唱えたのである<sup>(109)</sup>。

二例目は、国際仲裁判断の執行をめぐる *Taurus Petroleum v SOMO 事件* であり、信用状による債務に関する確立した先例<sup>(110)</sup>を変更したこれもまた画期的な判決である。争点は多岐にわたるが、解釈問題という点では、「CBI 名



義の口座に支払う」という信用状の文言をめぐり、被上告人のSOMOがこれに含まれるかというものであった。Wood事件と同じパネルのもと、判決は三対二分かれ、ニューバーガーとマンスはSOMOは債権者ではないとの反対意見を書いた。かつてサンプシヨンの恐れた三対二の判決ではあったが、解釈原理が何かという点、またそれが信用状にも適用されるという点には異論はなく、結論に反対したマンスも、「解釈 (construction) に関しては、解釈の一般諸原理は、おそらく、ほとんど議論の必要のないほどまでに確立している」として、Wood判決の第一〇節から一二節を示していた。

三件目は、洋上風力タービンの基礎部分の建築請負契約にかかわるMT Hojgaard A/S v E. On Climate and Renewables UK Robin Rigg East Ltd事件<sup>(12)</sup>である。入札時の発注者要件書には、主に、二〇年の耐久年数の確保、およびJ101という国際規格の遵守が明記されていた。一方、請負人側の契約条件書には、条件書が発注者要件書に優先し、合理的な注意と努力をもって設計・施工をなし、「目的に適合する」ように施工する旨の記載があった。本件では、発注者側の要件書が準拠を指示していたJ101自体の計算式が誤っていたことから、再工事が必要となったという事件である。控訴院は、発注要件書の定める国際基準にしたがった請負人に契約違反はなかったが、最高裁判所はこれを覆した。これも前述の二件と同じパネルであるが、主導的判決を書いたニューバーガーは、本件はWood事件で論じられた「通常の契約解釈の原理」によるとし「当該契約の諸条項とその商事的コンテキストが参照される」と述べながら、技術要件書も契約の一部であり、二〇年という耐用年数がそこに「明確 clear」に記載され、「それが用いられた言葉の自然な意味であるのに、なぜこれが『ありえない improbable』ないし『取引慣行に反する unbusinesslike』解釈などといわれるのか理解できない」として、請負人の責任を認めたのである。<sup>(13)</sup>

一応は商事的内容テキストには言及するものの、文理が優先され、いささか不合理な結果を許容したと評価することもできる<sup>(14)</sup>。本件は、文理主義的な最近の傾向をよく表すものといえるが、基本契約以外に多数の契約関係文書が存在し、複数の解釈が合理的に成り立つような場合に、一部の文書の言葉を取り上げ、その文理解釈の結果だといっても、説得力には問題が残るように思われる。

四件目は、年金スキームに関する *Barnardo's v Buckinghamshire* 事件である<sup>(15)</sup>。パネルはヘイル、ウィルソン (Wilson)、サンクション、ホッジ、ブリッグス (Briggs) の各裁判官であり、主導的判決は、ホッジによるものである。

年金給付の計算の基礎として、従来の小売物価指数 (RPI) ではなく上昇率の低い消費者物価指数 (CPI) が用いられるようになったことにつき、原告であるバーナードズ (Barnardo's) は CPI の採用が一九九五年年金法第六七条の利益変更にあたるとして、従業員が加入する年金基金のトラステイを訴えた事件である。ここでは年金スキームに明記されている RPI という文言の意味が問題となった。ホッジは、適用される原理について、ICS 事件にはふれず、*Rainy Sky* 事件、*Arnold* 事件、*Wood* 事件を「判例三部作 the trilogy of cases」と名付けつつも、内容は繰り返す必要はないと述べた<sup>(16)</sup>。

ホッジは、*Wood* 事件において、文理主義と文脈主義とは対立するものではなく、選択しうる手法にすぎないとしていたが、この *Bernardo's* 事件でもそのような考えを前提に、年金スキームは「裁判所が適切な解釈手法を選択するにあたって」考慮すべき、いくつかの特徴があったとした。すなわち、一、スキームは専門の法律家が起草していること、二、商事契約とは異なり、当事者による交渉の産物ではないこと、三、長期間存続するものであり、スキーム開始当初の経済状況などが変化しても、人々の権利を規律すること、四、スキームが開始した後の加入者にも権利を

付与すること、五、個々の加入者は、法律専門家の助言を容易に受けたり、スキームが開始した当初の事情を簡単に確認したりできないこと、がそれである。これらのことから、ホッジは、本件では「文理的分析 [textual analysis]」が選択されるべきであり、「背景たる事実の基盤 [background factual matrix]」は重視されないと判示した。<sup>(11)</sup>

この場合のホッジの用語法には注意が必要である。つまり、スキーム開始当初における R P I の将来性がいかに想定されていたかという背景は配慮しないという限りで「文理的 [textual]」というにすぎないからである。ホッジは「文字中心主義 [literalism]」は排され、「適切な場合には、目的論的解釈」が採用されるとまでいう。結局、ホッジは、R P I という言葉を「R P I または R P I の代替となるものであり、かつ当該トラスティによって採用された一切の指標」と解釈し、C P I が含まれるように、<sup>(12)</sup> いわば契約を書き換えたのである。

これら四件の最高裁判例は、通常の商事契約以外の判例が多いが、すべての文書を同じ指導原理のもとに議論することの難しさを示しながら、それでも、最高裁がすくなくとも表向きは文理的 (textual) な解釈を重視している状況を示している。また、解釈原理についてはすでに決着済みというような態度をとっており、「三部作」を強調しながら新しい記述を控えているように思われる。

## 2 下級審判例

下級審において、Wood 判決を適用・引用する判決はおそらくすでに二〇〇件近くある。もともと、最高裁のわずか四件の判例からもわかるように、それらは、一般の商事契約、株式譲渡契約、備船契約、保険契約、労働契約、賃貸借契約、建築請負契約といった様々な契約類型だけでなく、制限的不動産約款、信託設定証書、年金スキーム、特

許クレーム、さらには裁判所の命令など多岐にわたる。条項の種類も免責条項、損害賠償額の予定条項、競業禁止条項、仲裁合意条項、管轄合意条項などこれもまた多種多様である。

下級審においても、最高裁判決のように、まず、解釈原理が問題となる。いわゆる三部作を原理として当事者が合意するものが多いが、なかには、ICS判決を指導原理として当事者が合意するもの、Rainy Sky判決によるもの<sup>(119)</sup>、Arnold判決のみによるものもある<sup>(120)</sup>。次に紹介する武田製薬事件や日立造船事件のようにWood判決のみを解釈原理とするものはかなりの数にのぼる。おおむね、原理としては、Wood事件を含む最高裁判例が支持されている。もちろん、原理では合意し、その適用では意見を異にするのが、通常の訴訟のかたちである。

解釈に関する様々な判決を並べても、そんな法学者は他に大してすることがない (with nothing better to do) と裁判官に叱られるのが落ちである<sup>(121)</sup>。確かに、外国法研究で下級審判例を延々と紹介することは紙面の無駄であろう。ここでは日本企業あるいはその子会社に関連する裁判例を三件だけ紹介したい。画期的な契約法判例ではないが、いずれも日本の著名企業であり、紹介にあたいするよう思われる。争点が多岐にわたる事件もあるが、契約の解釈という本稿のテーマに関連する部分のみを取り上げる。

(1) Interserve Construction Ltd v Hitachi Zosen Inova AG 事件<sup>(122)</sup>

日立造船のスイスの子会社であるHitachi Zosen Inova AG (以下HZI社) は、つみ焼却発電プラントの設計・施工をウスターシャーのごみ発電事業者から請負い、実際の建設工事について、二〇一四年五月に原告のInterserve Construction Ltd (以下IC社) と下請契約を結んでいた。工事が大幅に遅れたことから、契約不履行を理由として、

H Z I社が請負契約を解除したところ、I C社がこれを争った事件である。

契約書の四三・一条は、注文者は、四三・一 A条「に服し subject to」契約の解除ができると規定していたが、四三・一 A条には、「…に定める不履行の場合、注文者は、(その絶対的裁量において at its absolute discretion) 請負人に当該不履行を通知することができる、そして、もし通知の後から七日の期間内に請負人が当該不履行の是正に着手し、かつ注意を払ってこれを遂行しないときは、注文者は通知をもって、本契約における請負人の使用を解除することができる」との規定があった。被告のH Z I社は、二〇一五年六月六日に手紙で、不履行に該当する事由を列挙しながら、同社は「七日間の是正期間を付与することができる自らの裁量権を行使しない」と述べて、直ちに契約を解除し、原告のI C社を現場から退去させた。

高等法院技術建築法廷のジェフォード裁判官 (Jefford) は、「両当事者は、Wood v Capita 事件において最近ホッジ裁判官がまとめあげた解釈 (construction) の諸原理を私に想起させた」として、Wood v Capita 事件の第一〇節から第一三節をほぼそのままの形で引用した上で、「本契約は明らかに複雑な商事上の文書であり、思うに、周到な配慮と起草の対象であり、そして、これは洗練された取引当事者によって結ばれたものである」と述べ、文理的アプローチ (textual approach) により、「に服し subject to」の意味は条件 (condition) であるとしたり。一方で、「絶対的裁量」という言葉については、同じ表現が使われている二箇所と比較し、解除の通知をする選択権を示すにすぎないとし、今回の解除には七日の猶予が必要であったと判示したのである。<sup>(12)</sup>

Wood 事件を先例としながら、複雑な商事契約の場合には、まず文理的解釈が原則だということを明らかにするものであり、Wood 事件後の典型的な契約解釈判例とみることができる。<sup>(13)</sup>

(20) Takeda Pharmaceutical Company Ltd v Fougera Sweden Holding 2 AB 事件<sup>(15)</sup>

原告の武田薬品工業は、二〇一一年にスイスの製薬大手ナイcomed社<sup>(16)</sup>の株式をその親会社である被告フォーゲラ・スウェーデン・ホールディング社（以下フォーゲラ社）から九六億ユーロ（約一兆一千億円）で取得し、これを完全子会社とした。ナイcomed社はすでにデンマークの税務当局と課税をめぐる複雑な問題をかかえていたが、株式譲渡契約（SPA）には、ナイcomed社が負うことになる買収前の税金について、買主の武田薬品は免責される旨の規定があった。ただし、それは買収から六年となる二〇一七年九月三〇日を期限とするものであった。買収後、デンマークの税務当局との折衝がはかどらず、武田薬品は、売主のフォーゲラ社から税務当局との和解交渉に必要な情報提供を求めたが、はたせるかなフォーゲラ社がこれを拒みつづけるうち六年が経過してしまった。

武田薬品は、被告が必要な情報を提供するSPA上の明示ないし黙示の義務を負っていたこと、さらに契約締結後の二〇一五年一月に交わされたレター・アグリーメントでも同様の義務を負っていたと主張した。一兆円規模の契約であり、契約書もきわめて詳細で複雑だが、税務に関する情報提供を義務付ける特定の条項がなかったため、明示条項の解釈としては、追加保証条項である第一六・一条が定める「本合意に完全な効力を与える合理的に必要な文書」に税務に関する情報が含まれるかが争われた。

高等法院のアーノルド裁判官（Arnold J）は解釈原理として、「当該SPAの解釈に関し適用すべき原理について争いはない。それらは貴族院と最高裁判所の一連の事件で議論され、ついに最近のWood v Capita事件で頂点に達している（culminating）のである。要するに、裁判所の任務は、当事者が彼らの合意を表現するために選択した文言の客観的意味を確定することにある。このとき、（合意は）合意時に当事者が知っていたか又は知っていることが合理的

であった事実の背景という文脈 (context) において読まれなければならない。ただし、事前の交渉はここから排除されるというものである」と述べた後、追加保証条項をめぐる先例を検討し、また契約中の他の条項の規定ぶりから、被告に情報を提供する明示の義務はなかったと判示した。

状況が緊迫してきた時点のレター・アグリーメントについても、SPAの別の条項に関わるものにすぎず、問題の第一六条・一を修正するものではないとして、「事実の基盤は二〇一一年五月一日以来、武田の主張を支持するような意味では変化しておらず、もし仮にそのように変化していたとしても、本件SPAは依然として二〇一一年五月一日を基準として解釈される」と述べた。

武田薬品は、黙示の条項による義務として、互いに協力する義務および相手を妨害しない義務の存在を主張したが、これも要件を充たさないことと、完全同意条項の存在を理由に一蹴されている。

本件は、事情が変化する事案であっても（むしろ悪化する場合にことさらに）、契約締結時を重視し、軽率な契約を結んだ側の後知恵（と裁判所が思うところ）を断固排除しようとする近時の裁判所の傾向をよく表した判決である。弁護士事務所の多くのホームページは、武田薬品に同情的なトーンで、専門的に起草された詳細な契約書がある場合に、黙示条項を裁判所に認めさせることは至難であると注意喚起している。<sup>(126)</sup>

(3) Medenta Finance Ltd v Hitachi Capital (UK) 事件<sup>(127)</sup>

被告である日立キャピタル英国（以下HCUK社）は日立キャピタルのイギリス現地法人であり、国内内で消費者向けの販売金融を手掛ける最大手企業であるが、二〇〇五年、デンタルローンなどのファイナンス事業につき、メデン

タ社と契約を結んだ。メデンタ社が医療機関（サブライヤー）を開拓し、その患者がHCUK社のローンで治療すると、メデンタ社にコミッションが支払われる仕組みであった。メデンタ社は二〇一〇年に訴外のある会社を買収され、二〇一三年には新たにウエズリアン社の傘下に入った。二〇一八年、メデンタ社がウエズリアン社系列の銀行の金融商品を扱う計画が明らかになり、両者は提携の解消を模索したが、交渉が不調となるなかHCUK社は契約の解除を通知した。

二〇一一年に結び直された契約の第五条には、HCUK社は「メデンタ社がHCUK社に紹介するサブライヤーおよび顧客は、メデンタ社の顧客およびクライアントであり、そしてHCUK社は「第三者の商品（third party products）のマーケティングをそれら顧客に対して行わない」旨の規定があり、また、第一七条には、契約終了後二四ヶ月間はHCUK社がそうした「サブライヤーまたはいかなる顧客に対して勧誘又はいかなるマーケティング（the solicitation of or any marketing to）」も行わないとの規定が存在していた。HCUK社が今後取引ができる顧客の範囲をめぐり、これらの条項の解釈が争われた。

高等法院商事法廷のホッフマイヤ裁判官（Judge Hoffmeyer QC）は、両当事者が、Arnold 判決、Wood 判決、そして、Prenn v Simmonds 判決（とくに事実の基盤としての起源と目的の部分）、さらに、新旧の契約の効力に関する HH Casualty and General Insurance v New Hampshire Insurance Co 事件を解釈の指針とすることに合意したと確認したうえで<sup>(18)</sup>、「提案された契約解釈を他の条項と照らしながら」、「解釈という統一的行為（a unitary exercise）」を行うと述べ<sup>(19)</sup>、双方の主張を相互に検討し、第一五条の「第三者の商品」について、メデンタ社が「メデンタ社が仲介しない商品」であると主張したのに対し、「通常で自然な意味」として、メデンタ社およびHCUK社以外の商品と読む



べきであるとして、H U C K 社側の主張を採用した。さらに、第七条の「サブライヤー」および「顧客」についても、メデンタ社が二〇〇五年以降の顧客を含むと主張したのに対し、契約が結び直された二〇一一年以降の顧客であるとして、メデンタ社の主張をしりぞけた。さらに、同条が禁じる「勧誘」と「マーケティング」についても、一切の積極的行為であるとするメデンタ社の主張をしりぞけ、限定的な解釈がなされた。<sup>(130)</sup>

本件においても、黙示条項が問題となったが、ホフマイヤ裁判官は、数ページにわたり Marks & Spencer 判決を引用した上で、諸要件を充たさないとして、黙示条項の存在はこれを認めなかった。また、本件では補正の訴えもなされていたが、メデンタ社が客観的な解釈ではなく、主観的な解釈を求めているとして、この訴えもしりぞけられた。<sup>(131)</sup> 本件もまた、Arnold 事件および Marks & Spencer 事件以降の裁判所の文理的傾向を知る好例であったように思われる。

### 3 判例法の再述

下級審においては、日立造船事件のように任意の最高裁判例の関連するパラグラフをそのまま長々と引用するというのがオーソドックスな判決スタイルであるが、武田薬品事件のように面前の事件に必要な限度で要約を試みる裁判官も少なくない。なかには、包括的なリステイトを試みる裁判官もいる。リコビは、Lukoil Asia Pacific Pte Ltd v Ocean Tankers Pte Ltd 事件におけるポップルウェル裁判官 (Popplewell J) の要約を示してみたい。ICS 事件から Wood 事件にいたる原理の趨勢を下級審の裁判官がどのように受け止めているか知ることができる。

本件は、備船契約の滞船料をめぐる事件であるが、ポップルウェルは Wood v Capita 事件の第一審の Capita 勝訴

の判決を書いた——控訴院および最高裁とは逆である——裁判官であり、次のように要約している。なお、これとはとくに、『チティ契約法』で「適用される原理の一つの要約」として、解説付きで紹介されている。理解の便宜のため原文にはない番号をつけた。<sup>(12)</sup>

①裁判所の任務は、当事者が彼らの合意を表現するために選択した文言の客観的意味を確定することである。②裁判所は用いられた文言を検討し、そして、当事者が知りうるすべての背景知識を有する合理人ならば、当事者が意図したと理解するところを確定しなければならない。③裁判所は当該契約を主主体として検討しなければならない。そして、用いられた文言の客観的意味に関する裁判所の見解に達するにあたっては、契約の性質、正式さ、そして起草の質に応じて、幅広い文脈の諸要素を必要な程度斟酌しなければならない。④もし二つの解釈が存在するならば、裁判所は取引の通念に合致する解釈の方を選択し、そうでない方を拒絶する権限がある。⑤解釈は統一的行為であり、当該の文言が指し示すところと、競合する解釈の含意を比較衡量する場合、裁判所は当該条項の起草の質を考慮しなければならない。さらに⑥一方の当事者が後からみれば自らの利益にならないことに合意した可能性に留意しなければならない。同様に、裁判所はある規定が交渉上の妥協によるものであったり、交渉者がより厳密な条項で合意することができなかった可能性を忘れてはならない。⑦この統一的行為は、それぞれの提案された解釈が契約条項に照らして吟味され、そして、その商事的结果が考慮されるという反復的過程である。⑧裁判所が双方の主張する解釈の含意を比較衡量する限りにおいて、より詳細な分析が、事実の背景および対立する解釈の含意から始まろうと、当該の契約中の関連する文言の精査から始まろうと、それはいずれでもかまはない。

①は Wood 判決の第一〇節にある解釈の定義である。②は Wood 判決でも確認された Rainy Sky 判決でクライクが統一的行為を定義した部分である。③は Wood 判決の第一〇節の一部である。④も Wood 判決の第一一節が踏襲した Rainy Sky 判決の最も有名な一節である。⑤から⑧はすべて Wood 判決からであり、⑤と⑦は本稿でも取り上げた。⑥は Wood 判決の第一一節からで、当事者が下手な取引 (bad bargain) を結んでいたりと、あえて、詳細をつめない契約をしたりする場合について注意を促している。全体に、Wood 判決に Rainy Sky 判決が加味されたものとなっている。

原理の沿革よりも、内容の方が重要だろう。『チティ契約法』は、一、意味の確定の客観性、二、事実の基盤ないし背景、三、文言の意味、四、全体としての契約、五、起草の質、六、対立する解釈の選択、七、解釈過程の統一的・反復的性質、八、様々な潜在的に対立する原理 (various, potentially conflicting, principles) 間の比較衡量の八つのポイントを抽出している。ポップルウェルは対立する解釈の選択について述べているはずだが、解釈原理間の比較較量 (striking the balance) というところが、<sup>(133)</sup>意外に本質を掴んでいるかもしれない。ちなみに、比較較量という裁判所が多用する表現は、『チティ契約法』に由来し、マケンドリックの前任者ゲスト (A. G. Guest) の言葉である。<sup>(134)</sup>

#### 4 ペンドラムとスペクトラム

それぞれの下級審の裁判官の再述は、二〇〇年におよぶ最高裁の立場を要約するものだが、振り子は今どのあたりにあるのか。下級審の判決を見渡したところ、依然として、背景が重視される判決がないわけではない。しかし、パネルの構成にもよるが、現在の最高裁が、ICS 事件に同じ判断を下すとも思えない。<sup>(135)</sup>かつては柔軟であった高等法院

衡平部の変化を指摘する声もある<sup>(136)</sup>。文理と文脈の間を揺れる振り子、すなわち全体的傾向は文理側に振れているといえよう。

しかし、ペンドラムはそうであるとしても、また、この間の論争が明らかにしたように個々の裁判官には固い信念があるとしても、裁判官は、結局のところ、何を基準として判断をすることとなったのか。ストートンは、「結果が不合理であればあるほど、当事者が意図しなかった可能性がいつそう高くなる」という一つのスライディングスケールで十分であると考えていた<sup>(137)</sup>。ホッジが一つの尺度として着目したのは、専門家による起草かどうかという点であった。これをふまえ、チェン＝ウイスハートは、スペクトラムという言葉を使い、契約が洗練され、複雑である場合は、文言に注目し、契約書がインフォーマルで短く、専門家の助言を受けていない場合は、背景が考慮されるとの理解を図示している<sup>(138)</sup>。「チティ契約法」も、このスペクトラムという言葉を使いながら、「専門家の支援の度合いが大きければ大きいほど、裁判所はそれだけ一層当該契約条項の文理的分析に（排他的ではないにせよ）主として注意を向ける」と記述している<sup>(139)</sup>。

確かに、Wood事件後の下級審判決からは、これが有用な尺度として概ね有効に機能していることがわかる。使い勝手もよい尺度なのだろう。裁判官からは支持の声も聞かれる<sup>(140)</sup>。文理的解釈を選択する裁判官は、これは専門家が起草した契約書なのだからといえはすむからである。しかし、マケンドリックが説くように、この尺度も万能ではない<sup>(141)</sup>。古いスライディングスケールもこのスペクトラムも言葉を重視する点は同じだが、実は古いスライディングスケールの方が解釈の結果の妥当性を考慮することができた。しかし、この新たな尺度は、起草の精粗が焦点なので、大企業同士の裁判で、当然起草が精密で複雑な場合、反復的過程なるものをふむにせよ、これで当事者の合理的期待

が保護できるのか疑問が残る。

Arnold 判決以後、下級審は一時あれほど多用してきた「取引の通念」を語らなくなったが、これでイギリス法に法的安定性を取り戻されたというのであれば、それはそれでよいことなのかもしれない。武田薬品事件では、外国企業である両当事者は確実性を求め、あえてイギリスのフォーラムを選択したのだろうが、この事件の結果が各国企業の子測の範囲内であったかも気になるところである。

## 五 む す び

本稿は、イギリスのいわば契約解釈論争を整理するものであった。二では、用語法を確認し、文脈的アプローチと文脈的アプローチの対立を裁判官の法廷外での論争を中心に紹介し、さらに、多少の歴史的考察によって、一五世紀以前においても、不合理な文理主義は見いだせないことを明らかにした。三では、ホフマンの五原理の Wood 事件までの修正点を五原理に解説を施すかたちで示した。四では、Wood 事件後の最高裁判例四件と日本企業が関連する下級審判例三件を紹介し、全体的傾向として文理的傾向にあることを確認し、また、スペクトラムという新しい尺度の問題点を指摘した。

これ以上は検討の余裕がないが、Wood 事件後にスペクトラムという言葉が唯一用いられ、そして、はからずもこの尺度の限界を示すこととなった判決がある。<sup>(14)</sup> 高等法院は、当該の契約書が専門家の起草によることを認めたいうえで、関係契約 (relational contract) である点を重視し、当事者間に信義誠実 (good faith) に行為する義務を認めたのである。

ここ数年のイギリスの裁判所は、取引の通念という基準の行使を自己抑制してきたように見受けられるが、ここにきて、さらに忌避されたはずの信義則の登場は、あるいは予測できたことであつたかもしれない<sup>(13)</sup>。

本稿では、日本法との関連を扱うことができなかったが、元名古屋高裁長官で弁護士の前口正人氏の発言を最後に取り上げたい。門口氏は、昭和五十一年の最高裁判決を前提に「裁判所としては、おそらく、その業界の成熟度、当事者間の情報の格差の程度、あるいは交渉の経緯、交渉に費やされた時間や交渉の質などにおいて、そういうものがすべて理想的な状況にあれば、契約の文言どおりでよしとしますが、そのうちのどれかに問題があるとすれば、内容に立ち入ることになるということです<sup>(14)</sup>」と述べている。イギリスの裁判所が交渉力の不均衡を語らなくなつて久しいが、言葉に着目するスペクトラムの背後に「交換取引の王国」の様々な濃淡 (shades) があることを裁判官が自覚しなければ、イギリス法の動揺はしばらく続くことになるだろう。

- (1) [1998] 1 W.L.R. 896. 本格的研究として、小松昭人「イングランド法における契約書解釈原則の「根本的変更」： Investors Compensation Scheme Ltd. (ICS) 事件貴族院判決と Hofmann 卿の五原則の意義」『神戸学院法学』四二巻三・四号 (二〇一三年) 二二七頁参照。
- (2) See Staughton, 'How do the Courts Interpret Commercial Contracts' [1999] C.L.J. 303.
- (3) Kim Lewison, *The Interpretation of Contracts*, 6th edn (2015). 初版は一九八九年であり、二〇一七年に小部の補訂版が出ている。McMeel on *The Construction of Contracts: Interpretation, Implication, and Rectification* 3rd edn (2017). 初版は二〇〇七年である。Richard Cahan, *Principles of Contractual Interpretation*, 2nd edn (2017). 初版は二〇一三年である。Catherine Mitchell, *Interpretation of Contracts*, 2nd edn (2019). 初版は二〇〇七年である。前の三者と異なり、研究論文集ではない。

- (4) Neil Andrew, *Contract Law*, 2nd edn (2015) at 361.
- (5) Mitchell, *supra* note 3, at 22.
- (6) [2011] UKSC 50.
- (7) [2015] UKSC 36. [2015] A. C. 1619.
- (8) [2017] UKSC 24. [2017] A. C. 1173. Wood 事件までの判例の変遷を扱うものとして、杉浦保友「イングランドにおける契約条項（明示条項と黙示条項）の解釈に係る最近の判例と日本法への示唆」『国際商取引学会年報』二〇号（二〇一八年）四五頁、山口裕博「イギリス契約法における契約解釈の現状：Hoffmann 卿テーゼの帰趨」『桐蔭法学』二五巻二号（二〇一九年）六九頁、松田日佐子「イギリス契約法の理論と実務 第一三回 契約成立後の問題」『JCA ジャーナル』六六巻一  
号（二〇一九年）二三頁参照。
- (9) Robert Merkin and Séverine Sainier, *Poole's Textbook on Contract Law*, 14th edn (2019) at 238.
- (10) Paul S. Davies, J. C. Smith's *The Law of Contract*, 2nd edn (2018) at 159.
- (11) Jan M. Smits, *Contract Law: A Comparative Introduction*, 2nd edn (2017) at 132.
- (12) McMeel, *supra* note 3, at para 1.20. *yoふび* アメリカには interpretation を文理的解釈、construction を目的論的解釈と  
しつゝ区別する見解もある。田中英夫編『英米法辞典』（一九九一年）の各項を参照。
- (13) 黙示条項については、それが解釈とは異なるとする大きな動きがあった。杉浦保友「イギリスの契約条項の黙示について  
の判例の動向—Moorcock 事件から Belize Telecom 事件を経て—Marks and Spencer 事件まで」『国際取引の現代的課題と法』  
(二〇一八年) 二九三頁参照。
- (14) Goff, 'Commercial Contracts and the Commercial Court' [1984] 1 L. M. C. L. Q. 382 at 387.
- (15) McMeel, *supra* note 3, at para 1.37
- (16) Calnan, *supra* note 3, at 8.
- (17) 例えは、CRS GT Ltd v McLaren Automotive Ltd [2018] EWHC 3209 (Comm).
- (18) [1870] L. R. 2 P. & D. 46.
- (19) Davies, *supra* note 10, at 160.

イギリスにおける契約の解釈—最近の発展について（北井）

- (20) John Henry Wigmore, *Wigmore on Evidence* (3rd 1981) vol. 9, para 2461 が注記されている。
- (21) *Bank of Credit and Commerce International SA v Ali* [2002] 1 A. C. 251 at [25].
- (22) 伝統的な言葉を使う教科書は多々。例えば Davies, *supra* note 10, at 60.
- (23) Leggatt, 'Making Sense of Contracts: The Rational Choice Theory' (2015) 131 L. Q. R. 454 at 472.
- (24) McMeel, 'Foucault's Pendulum: Text, Context and Good Faith in Contract Law' (2017) C. L. P. Vol. 70, No. 1365, at 370. 細から言いたが、ペンキールは自らの見解の補強としてレガットも Arnold 事件をどのように評したかのように注記するが、レガットの論文は Arnold 事件の前に発表されている。なお、このペンキール論文もこの講演はレガットが司会者であったように。
- (25) Neuberger, 'Express and Implied Terms in Contract' (2016) <<https://www.supremecourt.uk/docs/speech-160819-02.pdf>>.
- (26) *Id.* at paras 18-20.
- (27) Hodge, 'Judicial Development of the Law of Contract in the United Kingdom' 85 *Geo. Wash. L. R.* 1587 (2017) at 1596. 論文の公刊は、二〇一七年の一月だが、講演自体は二〇一六年の一月一日に行われている。Wood 事件との先後関係を看過してはならない。
- (28) [2017] A. C. 1173 at [13].
- (29) Sumption, 'A Question of Taste: The Supreme Court and the Interpretation of Contracts' (2017) <[www.supremecourt.uk/docs/speech-170508.pdf](http://www.supremecourt.uk/docs/speech-170508.pdf)>. オックスフォード大学での講演だが、前年のエジンバラ大学における講演がもとになっているように。
- (30) *Northman v London Borough of Barnet* [1979] 1 All E. R. 142.
- (31) Sumption, *supra* note 29, at 14.
- (32) Hoffmann, 'Language and Lawyers' (2018) 134 L. Q. R. 553.
- (33) [1997] A. C. 313.
- (34) Sumption, *supra* note 29, at 5.



- (35) *Id.* at 4. この発言がサンクションの口からこぼれるのは面白い。反対に文脈派の多くの論者が一九世紀の文理主義的傾向を批判するが、前掲の文理的アプローチが遺言事例であったように、裁判官も学者も契約に関してはその具体的事案をいまだに提示できなくなっている。詳述できないが、この点でも、ウヅクモアの研究は別格であった。See John Henry Wigmore, *A Treatise on the System of Evidence in Trials at Common Law*, Vol 4 (1905), at § 2462.
- (36) *Sumption*, *supra* note 29, at 9.
- (37) *Id.* at 5.
- (38) *Mannai Investments Ltd v Eagle Star Assurance Co Ltd* [1997] A.C. 749 at 774. 小松・前掲注(一)・二九七頁参照。
- (39) *Investors Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society* [1998] 1 W.L.R. 896 at 914. これは控訴審でレガット裁判官が「アリスが反論するところ、『栄光』には『見事に打ち負かす議論』という意味などはなく」と述べたことを受けている。なお、そこで打ち負かされた弁護士は、現在、高等法院衡平部長のウォースである。本人はニュージールランドにおける講演で「あつ笑われたridiculed」と回顧する。See Vos, 'Contractual Interpretation: Do Judges Sometimes Say One Thing and Do Another?' (2017) 23 *Canterbury L. R.* 1 at 2.
- (40) *Hoffmann*, *supra* note 32, at 570.
- (41) *Id.* at 573.
- (42) *Id.* at 568.
- (43) *Mitchell*, *supra* note 3, at 3.
- (44) *McCunn*, 'Revolutions in Contractual Interpretation: A Historical Perspective' in A. Robertson, G. Virgo, & S. Worthington (Eds.), *Revolution and Evolution in Private Law* (2018) at 145.
- (45) *Id.* at 159.
- (46) *Calnan*, *supra* note 3, at 9.
- (47) *McCunn*, *supra* note 44, at 145.
- (48) *Calnan*, *supra* note 3, at 3.
- (49) *Trin*, 16 Hen. 7, pl. 2, fol. 9a-10b; *Seipp Number*: 1501, 017; *Caryll's Reports*, pl. 171, 115 SS 230-234.

イギリスにおける契約の解釈—最近の発展について(北井)

- (50) John Hamilton Baker: *The Oxford History of the Laws of England* : 1483–1558 (2003) at 826.
- (51) Pasch. 20 Edw. 4, pl. 1, fol. 1a, Seipp Number: 1480, 019.
- (52) ユースについては、井上彰「イギリス封建制度の崩壊とユースの発展」(一)(二)『法学新報』八五巻七・八・九号(一九七九年)二二頁、同巻一〇・一一・一二号(一九七九年)一六三頁参照。
- (53) Mich. 35 Hen. 6, pl. 25, fol. 15b–17b; Seipp Number: 1456, 079.
- (54) この人物がシェイクスピアでおなじみのフォルスタッフのモデルとなったファーストルフであるかは、残念ながら確認できず。
- (55) Mich. 35 Hen. 6, pl. 17 fol. 11a–11b; Seipp Number: 1456, 071.
- (56) Seipp Number: 1321, 297ss; Eyre of London, 14 Edward 2, 86 SS 343–344.
- (57) F. W. メイトランド(森泉章監訳)『イングランド法制史概説』(一九九二年)二四頁。
- (58) ベイカーは「たった一つ省略記号を付けなかったり、ラテン語の語形変化を一つ間違ったりしても、これは令状上の致命的誤謬とされた」と述べている。ベイカーは *inundare* と書くべきところを *inundare* と *hoc* の代わりに *hac* と書いてしまった事例などを紹介している。J・ベイカー(小山貞夫訳)『イングランド法制史概説』一六六頁。さて、筆者(北井)は「法学新報」二二二巻七・八号(二〇一四年)八五頁、九四頁において、レガット裁判官(Leggatt J)をリガット裁判官(Liggatt J)と誤記していた。コッにお詫びして訂正したい。なお、原音は *Liggatt* のように発音される。
- (59) Chitty on Contracts, 33rd edn vol. 1 (2018) at para 13-042. なお、Ch. 13の現在の補訂者(執筆者ではなら)はマッケンドリック(Ewan McKendrick) である。
- (60) 松田、前掲注(8)の二三頁参照。
- (61) [2015] A. C. 1619 at [108].
- (62) McKendrick, *Contract Law: Texts, Cases, and Materials*, 8th edn (2018) at 381.
- (63) 例えは、Davies, *supra* note 10, at 161. なお、著者はホフマンの文脈的アプローチには批判的である。
- (64) 例えは、Royal Mail Group Ltd v Communication Workers Union [2017] EWHC 2548 (QB).

(65) F. T. Pigott, *Two Chapters in the Law of Torts* (1898) at 10.

(66) Hoffmann, 'The Intolerable Wrestle with Words and Meanings' (1997) 114 S. African L. J. 656 at 661.

(67) [2009] 1 A.C. 1101 at [33]. 小松昭人「イングリランド法における契約書の解釈と補正(一)」『神戸学院法学』四三巻四号(二〇一四年) 八二頁、八八頁参照。

(68) [2009] 1 A.C. 1101 at [4].

(69) [2015] A.C. 1619 at [15].

(70) [2017] A.C. 1173 at [10].

(71) McKendrick, *supra* note 62, at 382. 客観主義につき異論がないといっても二つの点に注意が必要である。一つは、ホフマンの客観主義はその客観性が不十分であるとして、当時高等法院判事であったレガット (George Leggatt) が、ロー・クォーター・レビューにおいて、独自の「合理選択」理論を提唱したことがある。Leggatt, 'Making Sense of Contracts: The Rational Choice Theory' (2015) 131 L.Q.R. 454. また、イギリスの外に目を向ければ、ニュージーランドでは、裁判所も学界も当事者の主観を一定程度尊重する方向に進んでおり、その主唱者であるマクローチラン (David McLauchlan) の一連の論考が重要である。両者に論争があるが、いずれ、控訴院判事となったレガットが重要な判決を下す日も近いだろう。今これには立ち入らな。

(72) Vos, *supra* note 39, at 11.

(73) Staughton, *supra* note 2, at 307. なお、この論文は、母校ケンブリッジ大学の学部生に向けられた講演がもとになっているが、解説中に『アエネーイス』をさしはさんだりと、古典教育をうけた戦前生まれの法律家による香気あふれる論文である。ほとんど忘れ去られているが、ストーンはこの論文の前にもう一つ契約の解釈に関する論文を発表している。Staughton, 'Interpretation of Maritime Contracts' (1995) 26 J.M.L.C. 259. こちらはニューヨークで行われた講演がもとになっている。シェイクスピアの『ヘニスの商人』からの一節やラテン語の名句で問題の本質を示唆しながら、きわめて専門的な海事契約の解釈方法を明晰に提示してみせる。ウィルバフォース裁判官 (Lord Wilberforce) の *Prenn v Simmonds* 事件 [1971] 1 W.L.R. 1381 における起源 (genesis) と目的 (aim) という言葉がカードozo 裁判官 (Cardozo) に由来するということアネクドウトをさりげなく示し、大西洋の西側のロースクール生たちに感銘を与えたことだろう。なお、このことについては、レガット

イギリスにおける契約の解釈—最近の発展について (北井)

- ト裁判官も最近判決のなかで言及している。Merthyr (South Wales) Ltd (FKA Blackstone (South Wales) Ltd) v Merthyr Tydfil CBC [2019] EWCA Civ 526. ストートンの九五年論文を読んでもらいたのだから。
- (74) [2002] 1 A. C. 251 at [39].
- (75) Phillips, 'The interpretation of contracts and statutes' (2002) 68 Arbitration 17 at 24. 事務所の部下であった若者の手記を、日本企業を弁護したとあるの話なども興味深い。
- (76) [2004] 2 Lloyd's Rep. 429 at [29].
- (77) Bingham, 'A New Thing under the Sun? The Interpretation of Contract and the ICS Decision' (2008) 12(3) Edinburgh L. R. 374 at 387.
- (78) [2017] A. C. 1173 at [13].
- (79) [2015] A. C. 1619 at [18].
- (80) Calnan, *supra* note 3, at 77.
- (81) O'Sullivan and Hilliard's the Law of Contract, 8th edn (2018) at 172.
- (82) Hoffmann, *supra* note 66, at 668.
- (83) Staughton, *supra* note 2, at 306.
- (84) Nicholas, 'My Kingdom for a Horse: The Meaning of Words' (2005) L. Q. R. 577 at 586.
- (85) [2009] 1 A. C. 1101 at [38].
- (86) [2009] 1 A. C. 1101 at [99].
- (87) Nicholas, *supra* note 84, at 578.
- (88) [2010] UKSC 44.
- (89) [2017] A. C. 1173 at [10].
- (90) 尾花<sup>34</sup>, O'Sullivan, *supra* note 81, at 174.
- (15) See Andrew, 'Interpretation of Contracts and "Commercial Common Sense": Do Not Overplay This Useful Criterion' [2017] C. L. J. 37.

- (92) [2011] 1 W. L. R. 2900 at [21].
- (93) Merkin, *supra* note 9, at 239.
- (94) [2011] 1 W. L. R. 2900 at [23].
- (95) Mckendrick, *Contract Law*, 13th edn (2019) at 179.
- (96) McMeel, *supra* note 3, at vii.
- (97) [2015] A. C. 1619 at [17] [19].
- (98) [2017] A. C. 1173 at [13].
- (99) [2010] 1 All E. R. 571 at [12].
- (100) [2017] A. C. 1173 at [12]. めいごめ、ルイソンは、独自に第六原理として、ほぼ同趣旨の統一的行为を提示しながら、八九頁の大著の三頁で「怠け者の読者 (lazy reader) は、この読むのを止めよう」と述べていた。Lewis, *supra* note 3, at 3. 実務に最も影響力のある本であり、ホッジキンの第六原理は知っていたはずである。
- (101) [2009] 1 A. C. 1101 at [15] [25].
- (102) Buxton, “Construction” and Rectification after *Chartbrook* [2010] C. L. J. 253 at 256. 著者は元控訴院判事である。
- (103) *Cherry Tree Investments Ltd v Landmain Ltd* [2013] 2 W. L. R. 481 at [74].
- (104) Davies, *supra* note 10, at 174.
- (105) Mckendrick, *supra* note 95, at 182.
- (106) [2017] Bus. L. R. 1731 at [58].
- (107) Nick Reeve, Zack Mummery (日本国際知的財産保護協会事務局長) 「Actavis v Eli Lilly 事件英国最高裁判所判決 [2017] UKSC 48 ノーノーム侵害の検討における英国特許裁判所のアプローチの大幅な変化 Supreme Court Judgement [2017] UKSC 48, *Actavis v Eli Lilly: A Significant Shift in the UK Patent Courts’ Approach to Considerations of Claim Infringement*」  
社団法人日本国際知的財産保護協会月報「六二巻二二号」(二〇一七年) 一一一三頁。
- (108) 判決の言渡日は二〇一八年一月一日だが、同年一月一日からキッチン裁判官は最高裁判事に昇進していた。知的財産法の専門家である。

- (109) [2018] EWCA Civ 2219, [2019] F. S. R. 5, 108 at [60]
- (110) Power Curber v National Bank of Kuwait [1981] 1 W. L. R. 1233.
- (111) [2018] A. C. 690at [86].
- (112) [2017] UKSC 59, [2017] Bus. L. R. 1610.
- (113) [2017] Bus. L. R. 1610 at [37] [48].
- (114) Mitchell, *supra* note 3, at 67.
- (115) [2018] UKSC 55, [2018] Pens. L. R. 4.
- (116) [2018] Pen. L. R. 4 at [13]. 解釈原理をのり三判例に求める下級審判例は少なくない。なお、「三部作」という言葉は、Universities Superannuation Scheme Ltd v Scragg [2019] EWHC 51 (Ch) でも用いられている。
- (117) [2018] Pen. L. R. 4 at [14] [15].
- (118) [2018] Pen. L. R. 4 at [16] [19].
- (119) Serpentine Trust v Revenue and Customs Commissioners [2018] UKFTT 0535 (TC).
- (120) Pearse v Revenue and Customs Commissioners [2018] EWHC 3422 (Ch).
- (121) HSM Offshore BV v Aker Offshore Partner Ltd [2017] EWHC 2979 (TCC) at [165].
- (122) [2017] EWHC 2633 (TCC).
- (123) [2017] EWHC 2633 (TCC) at [12] [13] [14] [29]. パラグラフ番号は casemine.com による。
- (124) イギリスでの契約処理の難しさに対応するため「イノバは案件ごとにも二〜三人の契約関係専門チームを設けて素早く対応。トップには必ず法務に通じた英国人を据える」としていた。また、本件に関連して、「日立造船は三十一日、二〇一九年三月初の連結営業利益が前期比五二％増の九〇億円になる見通しと発表した。従来予想（二・一倍の一二五億円）から下方修正した。スイス子会社イノバが英国で手掛ける、み焼却発電プラント工事の工期遅れによるコスト増加が発生し、大幅な収益悪化が見込まれるため」との報道がある。『日本経済新聞』（二〇一八年二月一日）。
- (125) [2017] EWHC 1995 (Ch). 2017 WL 03382242.

- (126) 例えは、'Implying Terms into a Professionally Drafted Contract' <<https://www.kemplittle.com/blog/implying-terms-into-a-professionally-drafted-contract/>>.
- (127) [2019] EWEC 516 (Comm).
- (128) [2019] EWEC 516 (Comm), at [48] [49]. 本件もバラナラフ番号は casemine.com にある。
- (129) [2019] EWEC 516 (Comm), at [51].
- (130) [2019] EWEC 516 (Comm), at [56] [77] [84].
- (131) [2019] EWEC 516 (Comm), at [94] [120].
- (132) 『チタニー契約法』はこれを、適用される諸原理の要約 (summary) として掲載している。Chitty, *supra* note 59, at para 13-047.
- (133) 原理の比較とすれば、Arnold 判決がこのサマリーには反映されていない。紙幅の関係で掲載しなかったのが、Re Olympia Securities Commercial Plc (In Administration) 事件 [2017] EWHC 2807 (Ch) のペリンズ裁判官 (Judge Pelling QC) のサマリーは、その後二回、他の下級審の裁判官に引用されている。ただし、サマリーというよりは、ほとんどの Arnold 判決の再述、敷き写しであり、コピペは割愛した。もっとも、それだけ Arnold 判決が下級審で支持されていると、ペリンズはみる。
- (134) Chitty on Contracts, 28th edn vol. 1 (1999) at para 12-049.
- (135) Vos, *supra* note 39 at 2. ヌオスの指摘で興味深かったのは高等法院の商事法廷出身か衡平部出身かで裁判官の契約への対応が異なるという点である。
- (136) See Fancourt 'Interpretation of Contracts: Are the Principles of Interpretation Now Certain?' (2015) <<https://pdfs.semanticscholar.org/237b/3919b618b7944c582f6d3003c3bbd225c36.pdf>> at para 22. 執筆時はバリスター QC であるが、昨年裁判官に任命されたため。
- (137) Staughton, *supra* note 73, at 308.
- (138) Mindy Chen-Wishart, *Contact Law*, 6th edn (2018) at 389.
- (139) Chitty, *supra* note 59, at [13-076]. ただし、この文脈でスニクトラムという表現を初めて用いたのは、おそらくウィルバー

フォース裁判官である。Liverpool City Council v Irwin [1977] A.C. 239. また、彼の言葉は明示条項のみならず黙示条項も含む言葉であった。解釈と黙示との関係、解釈と補正との関係は、筆者に残された課題である。

(140) See Vos, supra note 39, at 10.

(141) See McKendrick, supra note 95, at 181.

(142) Bates v Post Office Ltd (No. 3) [2019] EWHC 606 (QB).

(143) See McMeel, supra note 24, at 396.

(144) 最一判昭和五十一年七月一九日『裁判集民』一一八号二九一頁。

(145) 門口正人・金丸和弘・佐藤久文「企業訴訟における訴訟活動（下）」『NBL』一〇七九号（二〇一六年）八三頁、八七頁。文言通りの解釈を原則とし、信義則を例外とすることが企業法務弁護士の希望であるという佐藤久文弁護士の発言も重要である。